

昭和十四年十月二十日
御願ハ之ヲ改メテ六
拾五圓内外ノ程度ニ御增收下サル様、嘆願致シマス

シテモ益々困窮スル状態ニテ、現在八時半、九時半ノ残業若クハ三十
七八時間ノ徹夜追通シノ最高体力ノ續ク限り努力ニ努メ、以テ得タル
實收高ニテモ漸ク月々日常ノ生活費ニ充當サセル事ヲ得ルノミ、現在
ノ努力ヲ盡シテ將來永續ニ繼續スル事ハ体力ノ上カラ見マシテモ、
健康上カラ見マシテモ到底不可能カト存ズルモノデ御座イマス。一度
支障ヲ來タシマスレバ忽チ生活ヲ脅カサレ一家悲惨ナル状態ヲ思ヘバ
如何ニシテモ現在ノ收入デハ一家ノ生活ヲ支ヘ得ズ行ク末益々暗黒ノ
苦境ニ忍ビ難ク存ジマス。

右ノ實情ニ鑑ミ、現在日額ヲ準工員ノ最下給壹圓七錢手當五十五錢
ニ對スル月收ヲ見マスルニ月二十六日出勤シタルモノトシテ五拾圓四
拾六錢トナリマス。之ニ對シマシテ我々従業員ノ御願ハ之ヲ改メテ六
拾五圓内外ノ程度ニ御增收下サル様、嘆願致シマス

昭和十四年十月二十日

以上